

住民主体による訪問型サービスについて

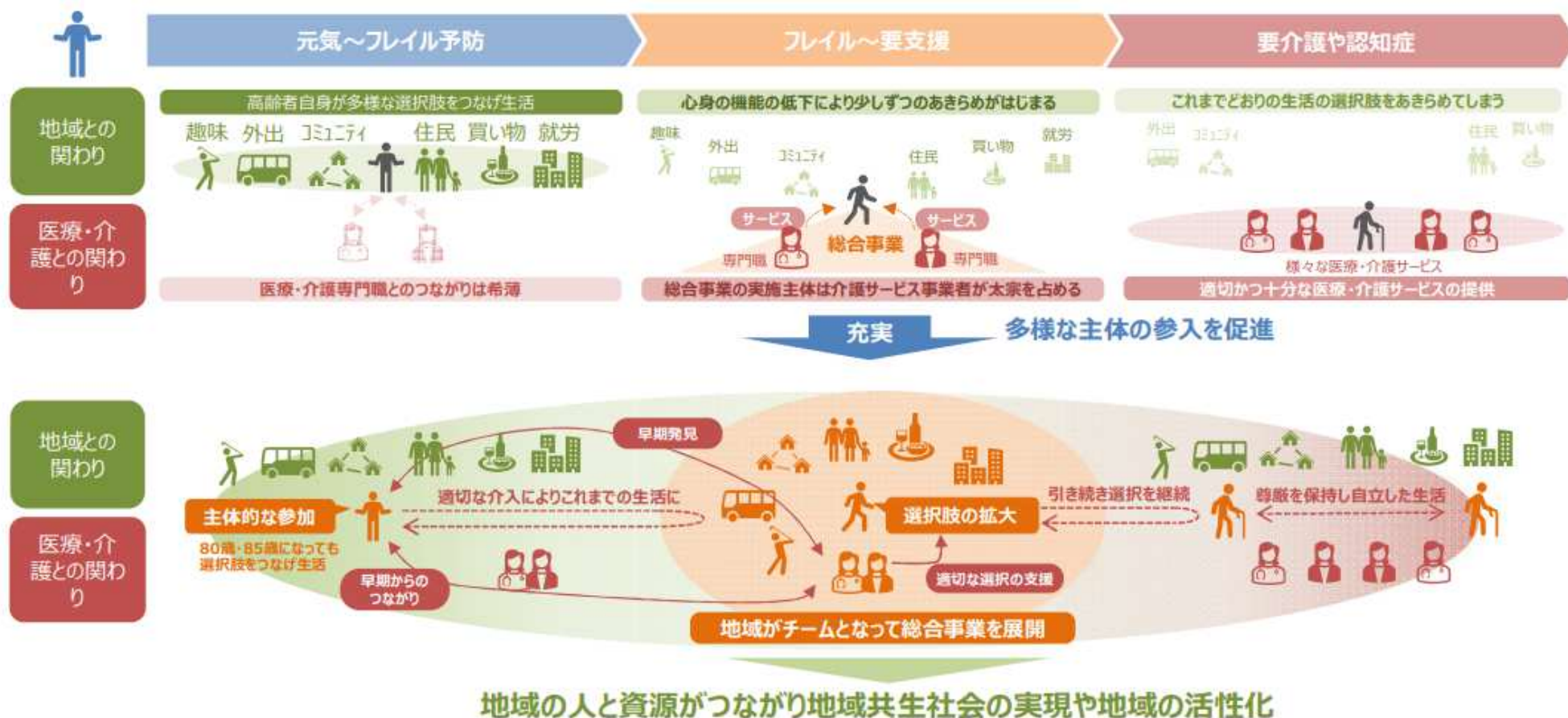
令和7年5月27日

介護予防推進係

1. 総合事業ガイドラインの改正

改正の目的

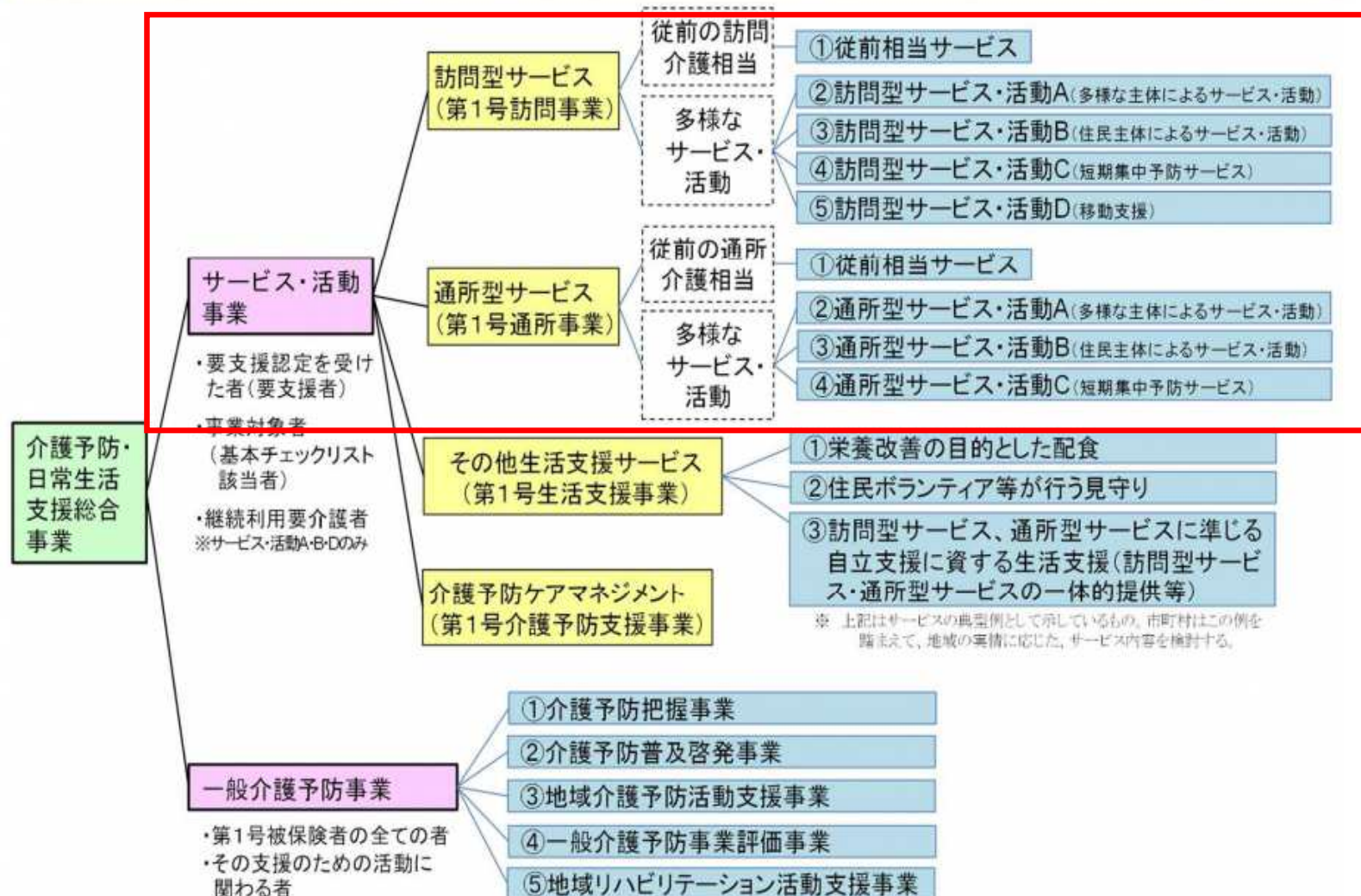
フレイルやプレフレイルの状態にある高齢者に対して、介護サービス事業者がサービスを提供している現状を変え、高齢者ひとりひとりの状態に合わせた選択肢を用意し、適切な選択ができるように支援していくこと



事業名称が「介護予防・生活支援サービス事業」から「サービス・活動事業」に変更された。

→ 多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることが明確化

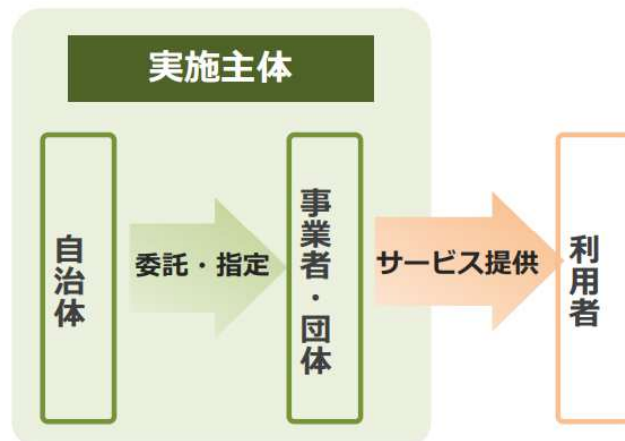
介護予防・日常生活支援総合事業の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

介護保険サービス等の実施主体は 市町村

従前相当・A型・C型
(委託・事業者指定)



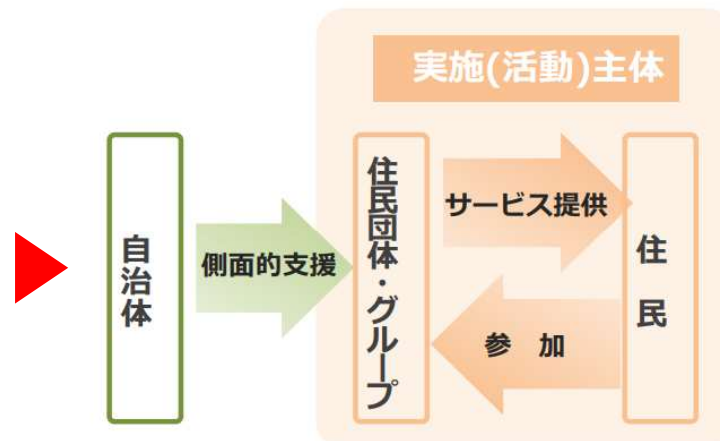
だから・・・

活動内容を決めるのは
市町村

多摩市の訪問Bは訪問Aに近い

助け合いの実施主体は 住民

B型・一般介護予防事業の
通いの場(補助)



だから・・・

活動内容を決めるのは
住民

訪問Bとは本来「助け合い」
本来の訪問Bの形で実現したい

ガイドライン改正により補助の対象範囲拡大

○従来は要支援者が50%未満だと補助率が按分になっていたが高年齢者が自立した生活を営むために多様な選択肢から選べるという総合事業の目的を達成できるのであれば按分しなくていいこととなった。→対象者をより柔軟に広く設定でき事業を広げやすい

○対象者の弾力化が可能に(要介護認定を受ける前に訪問Bを利用していた人が要介護認定を受けた後に利用継続が可能)(多摩市では現在検討中)→状態が変わっても地域とのつながりを継続できる

2. 住民主体による訪問型 サービスの検討にあたって

最終的に目指す姿

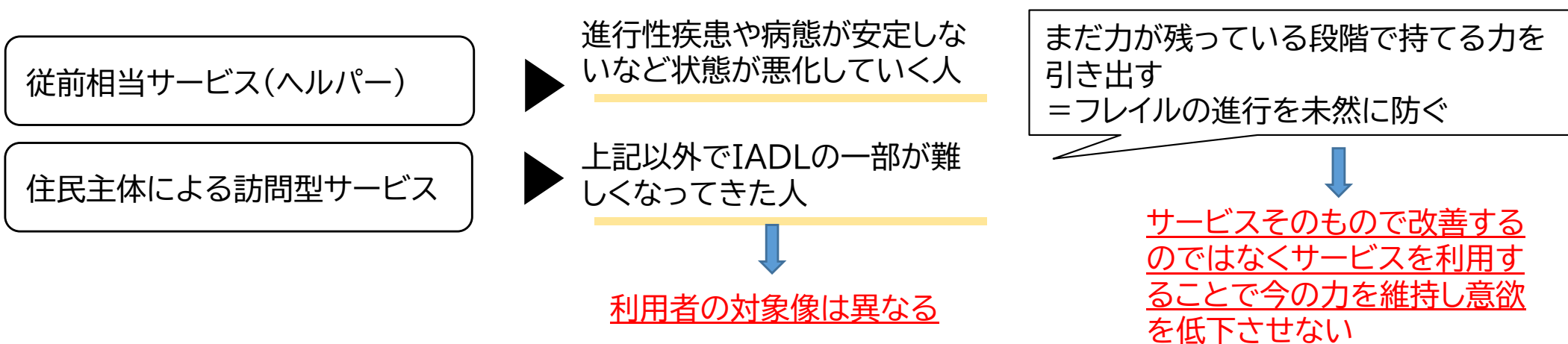
高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して住み続けられる(地域の人助けに来てくれることで自分が地域の中で孤立していないという安心感が沸く＝地域のつながりを深める)

事業の目的

有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで自分で選択し有する能力を最大に発揮すること(自立意欲の向上)につなげる
＝自立を阻害するようなサービスの利用はNG

※要支援者に対して、「買い物や掃除など、本人ができないことはヘルパーさんにしてもらえば良い」という考え方は、一見、問題解決のように思えるが、(お世話をしてもらおう分、高齢者が自分で体を動かさなくなってしまうので)かえって本人の自立を阻害し、状態を悪化させてしまう可能性がある

対象者のイメージ



現状の制度

提供者:指定事業所(4事業所)に所属する生活サポーター

サービス内容:掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物等の生活支援、日用品の買い物の動向支援※

本人以外のためにすることや日常生活上の家事を超えることは対象外

提供時間:1回60分以内の生活支援または買い物同行支援(週2回まで)

1回61分~120分の買い物同行支援(週1回まで)

自己負担額:60分程度1回300円 61~120分程度1回600円

現状の課題

- ・住民主体による訪問型サービスの内容は、本来助け合いであり互助の延長上にあるはずだが、介護保険のヘルパーと同内容であり、ヘルパーの延長のイメージになりがち(生活支援PJ)
- ・今自費でないといけないような事を、住民主体による訪問型サービスでもできるようにしてほしいとの声(生活支援PJ)
- ・自分でやればできる人を事業対象者にするわけにはいかず有償サービスを選択する(包括)
- ・書類が多く大変(包括)
- ・利用者及び指定事業所が増えない(行政)など

多摩市高齢者ニーズ調査(※介護保険認定前が対象)より

■ 65-74歳 ■ 75-84歳 ■ 85歳以上

年齢 × 困りごと

□ 今訪問Bでできること □ 今訪問Bでできないこと

